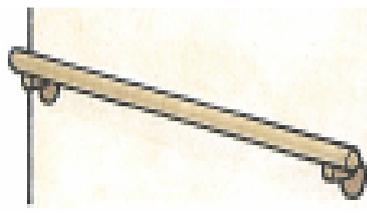
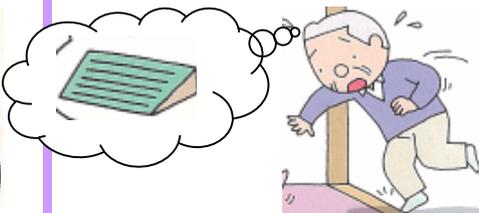
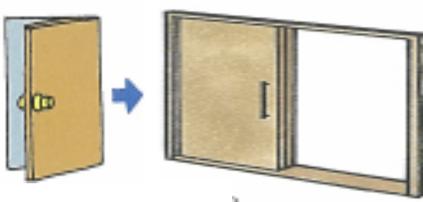


住宅改修の手続き

償還払いのサービス

自宅での生活支援や介護する人の負担軽減のために、手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、要支援又は要介護の認定を受けている方に対して20万円を上限に9割、8割又は7割の費用（1割、2割又は3割は自己負担）を支給します。

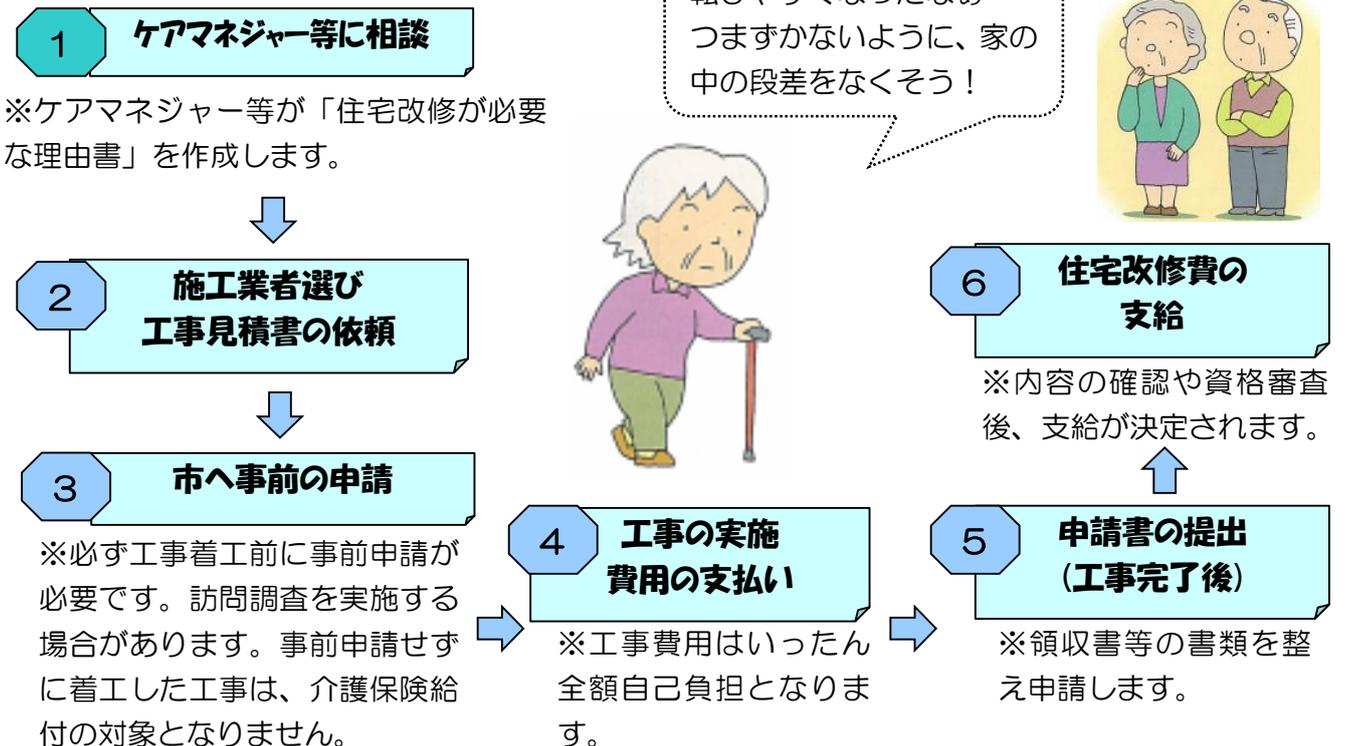
● 対象となる住宅改修 ●

<p>①手すりの取付け</p> 	<p>②段差の解消</p> 	<p>③滑り防止、移動円滑化のための床材等の変更</p> 
<p>④引き戸等への扉の取替え</p> 	<p>⑤洋式便器等への便器の取替え</p> 	<p>①～⑤の改修に伴って必要となる工事</p>

事前申請が必要です。

● 住宅改修費の支給利用の流れ ●

ケアマネジャー等が住宅の状況、身体状況等を総合的に考慮して、住宅改修の必要性を判断し、「住宅改修が必要な理由書」を作成しますので、必ず着工前にケアマネジャーにご相談ください。



● 支給方法と自己負担額 ●

【支給限度額】

20万円を上限に9割、8割又は7割の費用（1割、2割又は3割は自己負担）

- 利用は20万円を限度に、上限に達するまでは分割して利用することもできます。
- 転居した場合や、要介護度が3段階以上上がった場合は、改めてもう1度上限20万円まで利用できます。

【支給方法】支給は償還払い

- 償還払いとは、いったん全額自己負担していただき、所要の手続きで申請すると給付対象金額を後日支給する方法です。

※申請後、内容の確認や外部機関による審査がありますので、支給までに1～2ヶ月を要します。

（例）平成30年に介護保険を利用し住宅改修工事を実施した。給付対象工事額は15万円だった。今回、追加の住宅改修8万円の工事を実施する場合の自己負担額は？（負担割合が1割の場合）

支給限度額 200,000 円 - 平成28年度利用額 150,000 円 = 利用限度 残額 50,000 円

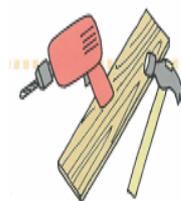
- 支給限度額を超えた自己負担額

(今回の工事費用) - (利用限度残額)

80,000 円 - 50,000 円 = 30,000 円

- 支給額の1割が自己負担額 50,000 円 × 1割 = 5,000 円

【今回工事の自己負担額】 35,000 円



● 手続きに必要な書類 ●

事前の申請



【提出書類】 事前に申請し審査を受けましょう。

- ① 住宅改修が必要な理由書 ※ケアマネジャーなどの専門家が作成します。
- ② 工事費用の見積書（工事内訳書）
- ③ 工事予定箇所が確認できる図面
- ④ 工事予定箇所が確認できる写真（撮影年月日の入ったもの）
- ⑤ カタログの写し



申請書の提出＜完成後＞

【提出書類】 工事終了後、工事費用はいったん全額自己負担し、申請します。

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 領収書の原本（被保険者本人宛のもの）※写しをとって返却します。
- ③ 工事費用の請求書（工事内容、金額に変更がない場合は省略可）
- ④ 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合のみ）
- ⑤ 委任状（振込口座が本人以外の場合のみ）
- ⑥ 完成後の改修箇所が確認できる写真（撮影年月日の入ったもの）



【問合せ先】

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

射水市 介護保険課 介護保険管理係

TEL : 0766-51-6627